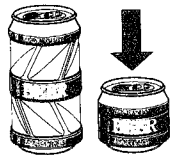


平成十一年一月より ゴミの分別収集方法が変わります

すでに広報紙さすどやパンフレットでお知らせしておりますが、いくつか質問等が寄せられていますので、お答えしたいと思います。



ペットボトルはキャップをはずして足で踏み潰し、透明又は半透明の袋に入れて出してください。



〈質問〉
指定袋導入でゴミの減量化は図れるの？

〈答え〉

燃えるゴミ袋の中に空き缶やビン、新聞紙等、再資源化できるものが多く混入されているそうです。ですからきちんと分別して再利用できればゴミの量は減少すると考えられます。

〈質問〉

生ゴミの減量化策はあるのですか？

〈答え〉

現在、EM菌を使った生ゴミの肥料化を公衆衛生協会で講習会等を開催し実践していますので、今後町としても協力していきたいと考えています。

〈質問〉

指定袋でなくスーパー等の袋ではゴミは出せませんか？

〈答え〉

指定袋以外はだめです。もちろん、段ボールや肥料袋もだめです。

〈質問〉

古紙類やペットボトルも指定袋に入れて出すのですか？

〈答え〉

指定袋は使用しなくて結構です。平成十一年四月以降も現在と同じ方法で分別してゴミステーションに出してください。古紙類は新聞、雑誌等の種類別にとめ、束ねて出して頂きます。

〈質問〉

粗大ゴミ収集をなぜ申込制度にしたのですか？

〈答え〉

他地域の人が勝手に捨てていくことを防止し、危険物など処理できるものかどうか判断ができる。又、大型で粗大ゴミをステーションまで運ぶことが困難な世帯への対応ができることから申込制度にしました。

なお、現在月一回の収集ですが、四月以降は申込を受けてから概ね二週間以内の指定した日に収集します。

に収集します。

〈質問〉

粗大ゴミはどこに出せばいいのですか？

〈答え〉

申込の時に収集日を指定しますので自宅前を出しておいてください。アパート等は一階入口をお願いします。収集車が入れない路地の場合でも係員が対応します。

〈質問〉

粗大ゴミと粗大ゴミシールが合わないときは？

〈答え〉

申込時に品名と処理券（粗大ゴミシール）を確認してください。シールのないものや、料金不足等手数料が合わない場合は収集しません。料金不足はあわせてから再度申込をしてください。

〈質問〉

個数制限はありますか？

〈答え〉

五個まで受け付けます。越える場合は衛生センターへ直接もって行ってください。

〈質問〉

電話申込する場合、衛生セン

ターの受付時間は？

〈答え〉

月曜日から金曜日までの8時30分から17時までの間です。なお、土・日・祝日は休みです。

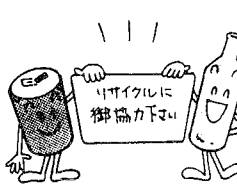
〈質問〉

地区や町内会での事業や集会に出されるゴミはどうすればいいのですか？

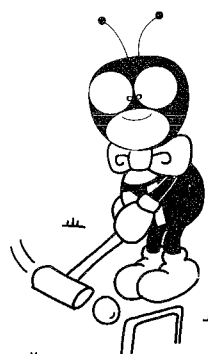
〈答え〉

地区や町内会で使用されるゴミについても指定袋を使用してください。

以上、いくつかの質問と答えを掲載いたしました。今後、随時お知らせしていきます。よろしくお願ひします。お問い合わせ先 保健衛生係（内線131）



ゆめあり通信



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

年金は請求しないと 受けられません

年金は、支給要件を満たしていても、本人の請求がなければ支給されません。

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として六十五歳ですが、六十五歳になっても自動的に老齢基礎年金は支給されません。

六十五歳になったら「裁定請求書」を役場に提出してください。（支給の繰り上げ、繰り下げを希望する人は、支給開始を希望したときに提出します。）

ただし、特別支給の老齢厚生年金を受けている人は、六十五歳到達月に社会保険業務センターから、ハガキ形式の裁定請求書が送付されますので、必要事項を記入し、町長の証明を受けて投函してください。

国民年金には、このほか障害の状態になったときの障害基礎年金、夫が死亡し、十八歳までの子のある妻に支給される遺族基礎年金、第一号保険者だけに支給される寡婦年金や死亡一時金があります。

国の住宅ローン

年金住宅資金貸付

この貸付制度は、年金積立金を原資とした還元融資の一環として、厚生年金保険及び国民年金に3年以上加入している方が、住宅資金を低利で借りることができる制度です。

貸付を受けられる方
…現在、厚生年金保険に加入している方。

申込受付期間
…年4回、受付期間があります。

申込・問合せ先
…地元の金融機関窓口・または
新潟県年金福祉協会 TEL.025(241)6800

ゆめあり相談室



質問 Q

私は現在六十二歳で、六十五歳から老齢基礎年金を繰上げで受給しています。

先日夫が、病気のため亡くなり、遺族厚生年金が受けられることになりました。両方の年金を受けることができるでしょうか。



答え A

同じ人が二つ以上の年金を受ける権利を得た時は、本人の選択により、基本的にいずれか一方を選択し受給することになります。

現況届は誕生日の 末日までに

現況届は、年金を受けている人が引き続き年金を受けられるかどうかを確認するために、年に一度の大切な届けです。

必ず提出してください。現況届の町長証明は平成十一年一月から不要になりました。